

エネトピアでんきサービス 重要事項・キャンペーンのご案内

- ・本説明書は電気事業法および経済産業省令にもとづき交付するものです。
 - ・電気事業法第2条の13にもとづき、電気サービスの利用に関する供給条件の説明および書面の交付が、電子メールの送信またはインターネット等を通じて閲覧に供する方法で行われることについてご承諾いただきます。
 - ・必ずご契約前にお読みください。
- ※本ご案内の記載情報は、2022年2月1日現在の情報です。
- ・サービス詳細および最新のご案内については【ホームページ <http://www.enetopia.jp>】をご覧ください。
- ※本書に記載されている料金については、特に記載のある場合を除きすべて税込金額を記載しております。

供給条件説明書

「電気サービス」全般について

本書では、鳥取ガス株式会社および鳥取ガス産業株式会社(以下「両社」という)がお客さまに電気を取引する際の重要事項を説明いたします。詳しくは電気サービス約款(以下、「電気需給約款」という)、電気料金プラン約款(以下、「プラン約款」という)をご確認ください。

1.お申込方法

- 両社所定の様式によって、以下のいずれかの方法により、申込みを受け付けます。
- (1)店頭または郵送による申込書の授受等、書面の取交わりにより受け付ける方法
 - (2)提供するホームページ等のウェブサイトから受け付ける方法

2.使用開始の予定年月日

- (1)両社は、お客さまとの需給契約が成立したときには、需給開始に必要な手続きを経たのち、需給開始日より電気を供給します。この場合の需給開始予定日は、以下のとおりとし、需給契約成立後すみやかに書面にてお客さまに通知します。
 - 現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより需給を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した後に到来する電気の検針日とします。
 - 引越し(転入)等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、お客さまの希望する日とします。ただし、いずれの事業者とも電気の供給に関する契約がない状態で電気の使用を開始し、のちに両社との需給契約が成立した場合は、その使用を開始した日とします。
- (2)両社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらかじめお客さまとの協議のうえ、需給開始予定日を定めて電気を供給いたします。

3.電気料金

- (1)従量電灯Aは以下のとおりです。(月額)

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	337円37銭
電力量料金	15キロワット時をこえ 120キロワット時までの1キロワット時につき	20円79銭
	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワット時につき	27円47銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円59銭

- (2)エネトピアグループ電気サービス契約IIは以下のとおりです。(月額)

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	227円37銭
電力量料金	15キロワット時をこえ 120キロワット時までの1キロワット時につき	20円79銭
	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワット時につき	27円47銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円59銭

- (3)エネトピアグループ電気サービス契約IIIは以下のとおりです。(月額)

電力量料金	
1キロワット時につき	25円78銭
最低月額料金	
1契約につき	1,650円00銭

- (4)エネトピアグループ電気サービス契約IVは以下のとおりです。(月額)

電力量料金		
デイトタイム:デイトタイムのうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	40円96銭	37円21銭
ナイトタイム		
1キロワット時につき	18円21銭	
ホリデータイム		
1キロワット時につき	18円21銭	
最低月額料金		
1契約につき	1,650円00銭	

- (5)エネトピアグループ電気サービス契約Vは以下のとおりです。(月額)

基本料金		
1契約につき最初の10キロワットまで	1,650円00銭	
上記をこえる1キロワットにつき	407円00銭	
電力量料金		
デイトタイム:デイトタイムのうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	32円68銭	30円62銭

ナイトタイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

ホリデータイム

1キロワット時につき	14円87銭
------------	--------

※料金には燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。(詳しくはプラン約款をご確認ください)

4.工事費等

スマートメーターや電流制限器等は一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り換えるため、費用は原則無料です。ただし、託送供給等約款にもとづいて工事費負担金をお客さまに電気を供給することに関連して一般送配電事業者から請求を受けた場合は、お客さまは小売電気事業者からの請求を踏まえた両社の請求に応じ、当該精算金額に相当する金額およびその支払いに必要な手数料を両社に支払うものとし、

5.その他ご負担いただく費用

- (1)お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、両社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2)お客さまから申し出があった場合、払込票(手数料330円/通・税込)を発行いたします。
- (3)お客さまから申し出があった場合、検針の結果等を書面(手数料165円/通・税込)で発行いたします。

6.供給電圧および周波数

- (1)供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトです。
- (2)周波数は標準周波数60ヘルツといたします。

7.供給電力(量)の計測方法および料金調定の方法

- (1)使用電力量は、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合を除き、原則として30分単位で、一般送配電事業者が設置したスマートメーターにより計量します。
- (2)料金の算定期間は「1か月」とし、使用電力量の値にもとづき、原則として前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。
- (3)料金の支払義務は原則として小売電気事業者から料金算定期間の全使用量を受領後、料金計算を行った日に発生いたします。また、支払期限日は、一般送配電事業者が検針を行った日の属する暦月の翌々月末といたします。ただし、支払期限日が休日の場合には、その直前の休日ではない日を支払期限日といたします。

8.料金その他の支払方法

お客さまは、料金を口座振替またはクレジットカード払いにより、毎月お支払いいただきます。ただし、口座振替およびクレジットカード払いによる支払い手続きが完了するまでの料金は、振込票によりお支払いいただけます。また、両社は、領収書および支払証明書は、発行しないものといたします。

9.お客さま側の保安等に関するご協力

お客さまと両社との契約にもとづき小売電気事業者がお客さまへ電気を供給するために託送供給等約款にもとづき接続供給契約を締結いたしますが、託送供給等約款に以下のようなお客さまがお守りいただく事項等がございます。

- (1)需要場所への立入りによる業務の実施
両社または小売電気事業者が需給契約の遂行上、需要場所への立入りが必要と認める場合、および一般送配電事業者からその立入り業務を実施する旨の要請があった場合、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- (2)電気の使用にとまなうお客さまの協力
お客さまの電気の使用が、一定の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設し、とくに必要がある場合には、一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
- (3)施設場所の提供
一般送配電事業者から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供をお客さまが求められた場合、およびお客さまの電力負荷を測定する為に必要な通信設備の設置場所の提供をお客さまに求めた場合にはそれらの場所を無償で提供していただくものとします。
- (4)供給設備の工事費等の負担
お客さまに電気計器その他の用品および配線工事その他の工事に関する費用を負担いただきます。
- (5)保安に対するお客さまの協力
一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認められた場合には、一般送配電事業者に通知するものとします。

10.契約期間

需給開始日から同日が属する年度の末日までといたします。

11.契約更新に関する事項

需給契約の終了または変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されます。

12.契約変更・解約に伴う費用

